

「接続機器レンタル規約(Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光フレッツコース用)」新旧対照表

改定前(2010年3月31日付)	改定後(2010年12月21日付)
<p>第3条(接続機器のレンタル契約の成立及び終了)</p> <p>2. 接続機器のレンタル契約は当社または当社が指定する者によって、レンタルを希望する会員に対し会員の希望するサービス内容に応じた接続機器を引渡したときに成立するものとします。ただし、無線LAN 機能内蔵型の光BB ユニットのレンタル契約成立後に追加で無線LANカードのレンタルの申し込みを行った場合、当社がかかる申し込みを受諾した日をもって、無線LAN カードのレンタル契約が成立するものとします。</p>	<p>第3条(接続機器のレンタル契約の成立及び終了)</p> <p>2. 接続機器のレンタル契約は、当社がレンタル契約の申し込みを承諾した日をもって成立するものとします。</p>
<p>規定なし</p>	<p>ひかり電話機能に関する特約</p> <p>第14条(ひかり電話機能)</p> <p>1. 本条は、光BBユニットの有償オプションサービスであるひかり電話機能の利用に関し適用されるものとします。</p> <p>2. ひかり電話機能の利用契約の申し込みは、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により当社に対し行うものとします。</p> <p>3. ひかり電話機能の利用契約は、当社がかかる申し込みを承諾した日をもって成立するものとします。ただし、NTT東日本または、NTT西日本の提供するひかり電話サービスを既に利用している場合は、当社に対し申告した利用開始日をもって契約が成立するものとします。</p> <p>4. ひかり電話機能の利用料金の課金開始日は、以下に定める通りとします。</p> <p>(1) ソフトバンクBB光サービスの申し込みと同時にひかり電話機能の申し込みを行った場合、ひかり電話機能の課金開始日はBB サービス規約に準じるものとします。但し、NTT東日本または、NTT西日本の提供するひかり電話サービスを既に利用している場合は、BBサービス規約に準じる課金開始日または当社に対して申告した利用開始日のいずれか遅い日とします。</p> <p>(2) 会員がソフトバンクBB光サービスの契約成立後にひかり電話機能の申し込みを行った場合、ひかり電話機能の課金開始日はひかり電話機能の申し込みを行った日から起算して7日後が属する月の翌月1日とします。ただし、NTT東日本または、NTT西日本の提供するひかり電話サービスを既に利用している場合は、当社に対して申告した利用開始日から起算して7日後が属する月の翌月1日とします。</p> <p>5. ひかり電話機能の利用契約の解約は、BBサービス規約に準じるものとします。</p> <p>6. 天災地変等当社の責に帰さない事由により、ひかり電話機能が利用できなくなった場合は、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>7. ひかり電話機能の不具合等、当社の責に帰すべき事由により、ひかり電話機能が全く利用できない状態になった場合は、その状態にあることを当社が知った時から起算して72時間を超えてその状態が継続したときに限り、24時間ごとに日数を計算し(24時間に満たない時間については切り捨てます)、その日数に対応するひかり電話機能の利用料金を限度として会員の損害賠償請求に応じるものとします。ただし、当社の故意または重大な過失により生じた場合はこの限りではありません。</p> <p>8. NTT東日本または、NTT西日本の提供するひかり電話サービスが利用できなくなった場合において、会員の請求に基づき当社の係員を派遣した結果、その原因が当社の責に帰すべき事由によらないことが判明した場合は、派遣に要した費用を会員に請求する場合があります。この場合の額は派遣に要した費用に消費税相当額を加算した額とします。</p>